

浜長保険センター安全だより

令和3年7月22日

浜長保険センター 第56号

電話 079-246-2561

FAX 079-246-2571



7月17日(土)梅雨明け宣言と共に、連日の猛暑続きの中、セミの一斉合唱、この暑さが倍になりそうです。コロナ感染の収束の兆しが見えない中、東京オリンピックの開催、学生の夏休み。新型コロナと熱中症を防衛しながら一層のご活躍をお祈り申し上げます。



本年2月、姫路市内で男性(22歳)が自転車で蛇行運転し、自動車の通行を妨害したとして、「自転車のあおり運転」で書類送検されたというニュースがありました。昨年10月、埼玉県内で危険運転を繰り返したとして懲役8か月、罰金20万円の判決がありました。

あおり運転などの危険運転の厳罰化を定めた「改正道路交通法」が、令和2年6月30日から施行されました。今回、自動車や単車だけでなく、**自転車の妨害運転も新たに規定され、計15項目の危険運転が摘発対象**に定められました。摘発は**赤切符**、反則金ではなく**罰金の対象**となります。

1 信号無視 2 指定場所の一時不停止 3 遮断踏切への侵入 4 通行禁止違反

5 歩道における車両義務違反(徐行違反)～道路標識などで通行可とされている歩道でも、歩行者に注意を払い、徐行しなければならない。

6 歩道通行時の通行方法違反～道路標識で通行可とされている歩道は、徐行しなければならない。自転車通行指定がない歩道は、車道寄りを徐行しなければならない。歩行者の妨げとなる場合は、一時停止しなければならない。

7 通行区分違反～歩道と車道の区別のある道路では、車道を通行しなければならない。また、自転車は車道の左側端に寄って通行しなければならない。

8 路側帯通行時の歩行者の通行妨害

9 交差点安全進行義務違反等～交差点への進入時は、優先道路を走行する車両や、幅が明らかに広い道路を進行する車両の進行を妨害してはならない。交差点進入時や交差点通行時は、横断する歩行者に注意を払い、安全な速度で進行しなければならない。

10 交差点優先者妨害等～交差点を右折するときに直進車や左折車の進行を妨害してはならない。

11 環状交差点安全進行義務違反等 12 制御装置(ブレーキ)不良自転車運転

13 安全運転義務違反～スマホや傘差しでの「片手運転」が該当 14 酒酔い運転

15 妨害運転～他の通行を妨げる目的で「逆走して進路をふさぐ」「幅寄せ」「進路変更」「不必要な急ブレーキ」「ベルをしつこく鳴らす」「車間距離の不保持」「追い越し違反」をしてはならない。危険運転の罰金は自転車でも高額～危険行為で3年間に2回摘発されると安全講習を受講するように命令され、従わない場合は5万円以下の罰金(14歳以上の運転者が対象)。受講時間が約3時間、受講手数料は6,000円、場所は兵庫県警察本部別館7階です。



自転車は軽車両～「自転車安全利用5則」

- 1 自転車は車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
- 5 子供はヘルメット着用

自転車は気軽・手軽な乗り物だからこそ、これ以上の規制が掛からないように交通ルールを守って安全に運転しましょう。



～ 自転車は ルールとマナーが 両輪です ～交通安全スローガンより